

臨時託児室の設置に係る施設使用料の免除について

次の各号に規定する要件すべてに該当する会議等の開催に当たって設置される臨時託児室については、大阪大学コンベンションセンター使用細則第8条第2号及び大阪大学会館使用細則第6条第2項第2号に規定するその他総長が特に必要と認めた事業に該当するものとして、その施設使用料を免除するものとする。

- (1) 本学が共催し、若しくは後援するなど、本学又は本学部局等が当該会議等の開催に関与していること
- (2) 当該会議等が大阪大学コンベンションセンター又は大阪大学会館において開催されること
- (3) 当該会議等の参加者に本学の教職員又は学生が含まれること

附 則

この裁定は、平成25年12月1日から施行し、平成26年4月1日以降に大阪大学コンベンションセンター及び大阪大学会館で開催される会議等に伴い設置される臨時託児室から適用する。

※ この規程により臨時託児室を設置する場合は、予約時に申請情報を入力する際、備考欄に以下の事項をご記入下さい。

1. 臨時託児室設置
2. 臨時託児室を設置する日
3. 臨時託児室を設置する時間帯（午前、午後など）
4. 臨時託児室を設置する部屋名称